

〈研究ノート〉

「監視社会」への理論的考察

山本 奈生

【抄録】

これまで、いわゆる「監視社会」論は、国内外の都市社会学や犯罪社会学に対して一定の影響を發揮してきた。「監視社会」をめぐる議論では、監視と安全、あるいは監視と自由といったテーマが取り上げられてきたが、しかしこれらの議論に対する社会学的評価は、未だ十分に定まっているとはいえず、「公共圏」や「パノプティコン」などの部分的なキーワードのみが比喩的に援用されてきたともいえる。

本稿では、代表的な「監視社会論」の命題を整理したうえで、これに理論的検討を加えるが、ここで「監視社会」論の主たるテーマとされるのは次の三点である。(1)監視と権力性の問題、(2)監視とプライバシーの問題、(3)監視と「法維持的暴力」、あるいは公共圏との関係、が本稿で取り扱う問題圏であり、さらにこれらのテーマが内包する「監視社会論」の前提命題について検討を加える。そして結論として、(1)の命題が(2)(3)の成立要件をなしていることが主張される。

キーワード：監視社会、法維持的暴力、公共圏

1. はじめに

近年、「監視社会 (Surveillance Society)」に関する議論が盛んになされてきた。日本ではD.ライアン『監視社会』が訳され (Lyon 2001=2002)、「対テロ戦争」への動きが強まる2002年以降、欧米においては90年前後から、とくに監視カメラ (CCTV) の設置や生体認証システム、マーケティング部門における全般的なデータベースの活用といった新たなテクノロジーの導入が与える影響を分析するものとして「情報社会 (Information Society)」の議論などと並んで「監視社会論」は脚光を浴びてきたといっ

1) そもそもライアンも「監視社会論」以前には、情報化やデータベースに関する議論を主に展開していた (Lyon 1988)。

いうまでもなく、監視という概念それ自体は非常に古典的な概念であり、ライアンも指摘するとおり、古くはベンサムのパノプティコン構想にまで遡りうるものである (Lyon 2001=2002: 邦訳7)。また、A. アンジェイエフスキは米国における監視と建築の関連性が明確に現われたしたのは、19世紀ヴィクトリア時代からであると指摘した上で、工場建築とテイラー主義、あるいは監獄の構造について考察しているが (Andrzejewski 2008)、そうであるとすれば「監視社会論」とは単に監視に言及するだけでなく、監視という行為、もしくはシステムが、当該社会において顕著な形で観察されうるという事態に言及しているものと考えられなければならない。

今日、「監視社会論」は広く人口に膾炙し、いくつかの政治的な議論とも結び付けられて語られているが、その対象領域は幅広く、犯罪学から都市論、あるいはメディア論における具体的な事例が「監視社会論」と関連付けられて論じられている。これら多くの議論は、ある具体的な現象をとりあげ (例えば都市論における 'gated community')、これをおおむね批判的に検討するものであるが、その批判の根拠や手法は様々であり、監視の何が問題にされているのかを一瞥しただけで理解することは困難である。

本稿では、社会学的分野における「監視社会論」を基本的には意義のあるものだとみなした上で、多岐にわたる議論の理論的整理を行うこととしたい。それというのも、「監視社会」を論ずる上で、例えば地域社会の安全を確保するためには、ある種の監視は止むを得ない場合もあるとするような、監視の両義性に言及する議論の多くは、「監視社会」に関する議論を、自由かそれとも安全かといった二項対立問題に回収することで、「監視社会論」が含意する批判的内容を看過しているように思えるからである。結論を先取りしていえば、「監視社会論」のもっとも重要な理論的含意は「自由か安全か」といった問題ではない。そうではなく、どのような自由が、どのような自由を認めないことによって成立しているのかという、自由を私的占有の問題として、言い換えれば「政治的なもの」²⁾に関する問題として把握しようとするところに、現代社会に対する批判的な意義がある。

以下では、まずこれまでの「監視社会論」が提示してきた議論の内容を、三つの類型に分けて考察していきたい。

2) ここで「政治的なもの」という語は、C. ムフの用法と同じ意味で用いている。ムフはC. シュミットの法哲学における「友／敵」の境界性に関する議論を引き合いに出しながら、今日「われわれ／彼ら」の分類は、シュミットのいうような「主権者」の決断によってではなく、日常性の審級に属する「道徳の作動領域」において決定されていると指摘した上で、そうした敵対性の線引きに関する係争のことを「政治的なもの」と規定している (Mouffe 2005=2008: 邦訳18)。

2. 監視への二つの視角

90年代前後から生じた監視システムの隆盛を問題視したものとして、まずはM. デイヴィスのロサンゼルスに関する議論と（Davis 1990=2001）、S. ガーフィンケルのデータベースに対する考察を取り上げたい（Garfinkel 2001）。デイヴィスは80年代以降、ロサンゼルスは貧困や犯罪に対して包摂ではなく、排除のメカニズムによって対処するようになったと論じ、その遂行は「武装警備員」や建築区画の整備によるリスクに対する未然の対処を通して行われるようになったと指摘する。これはいわばM. カステルらの「二重都市（Dual City）」論を下敷きにした都市の分離構造に対する考察であり、「監視社会論」の先駆けであったといつてよい。

これとは別に、ガーフィンケルは90年代以降の欧米におけるデータベースとプライバシーの問題を取り上げ、例えば、それまで医療機関で個別に保管されていた患者の履歴が分類整理された上で、データベースとして活用されるような事態について言及している。すなわち、ここでは情報漏えいなどによって患者のプライバシーが脅かされるような状況が問題化されているのであり、先述したような貧困の分離は焦点化されていない。

そして「監視社会論」の代表的論者だとみなされるライアンの諸著作はいずれも、この二つの議論、すなわち監視（対象）が不平等に配分されているのではないかという権力性の問題と、監視によってプライバシーが侵害されうるという私的領域の境界設定問題の二つを意識したうえで、どちらかといえば後者の問題が前面に出されているのである。

この二つの議論は、今日にいたるまで「監視社会論」の主要なテーマを構成していると考えられるが、いうまでもなく、これらの問題設定は全く別々の議論なのではなく、その問題圏は交差している。例えばJ. ギリウムは、オハイオ州で導入された行政管理システム（CRIS-E）が、とくに福祉受給者のデータに特化しており、職歴や収入、社会福祉手当の受給歴、あるいは前科などを分類し、リスクグループを指示する役目を果たしていると指摘しているが（Gilliom 2007: 115-116）、彼の議論ではプライバシーと権力性の問題は分ちがたく結び付けられている。

ここで監視するという出来事を、もう少し抽象度を引き上げた水準で考察してみよう。これら二つの型の議論に共通して存在しており、そして監視することそれ自体にとって根本的な命題は次の二点である。第一に、当然のことではあるが監視は何らかの観察システムを前提にしており、そして第二に、その観察結果から注視に値すべき対象を取り

出し、選別するということである。

第一の命題において、監視はまず何を観察すべきか、あるいはどのような手法で観察すべきかといった視点の設置点において、つねにすでに観察以前の力を内在していなければならない。例えば、「ドラッグ戦争 (War on drug)」で対象とすべき観察対象は販売業者であるのか、それとも末端のドラッグ・ユーザーであるのか、あるいはそもそも、なぜ「ドラッグ戦争」がその他の「戦争」に優先すべき課題なのかを決定する力は、監視それ自体の中には決して存在しえない³⁾。それは観察システムの前提条件をなす力であり、例えば W. ベンヤミンが法と暴力の関係において、それを「法措定的暴力」と呼んだものと、理論上は同位相にある観察システム外の力である (Benjamin 1921=1994)。この観察外の決定水準を構成するものは、当該社会における規範や経済状況、政策決定の手法など様々であるが、まず監視における観察という行為は、必ず監視外の力を前提とする必要があることを確認しておきたい。

第二の命題の出発点とされるのは、M. フーコーの「統治性 (gouvernementalité)」に関する議論であろう。ほとんどの「監視社会論」は彼の「統治性」、もしくは監獄に関する議論を参照しているが、おなじく頻繁な言及を受ける G. オーウェルの『1984年』が一種の決まり文句と化しているのに対して、フーコーの議論は「監視社会論」の理論的出発点をなしているものを考えられる。

フーコーによると、「統治性」は規律=訓練型の権力とは異なり、対象となるものの内面/魂を関心の対象とはせず、むしろ諸個人それ自体をすら「適切な対象」とはしない統治技術のひとつである。規律=訓練型の権力が「パノプティコン」の内部で照射され、囚人の魂を訓育する「視線」であったとするならば、「統治性」の視線が向かう宛先は個別の囚人ではなく、分類され数値化された「人口」という塊であった (Foucault 2004=2007: 邦訳 50-53)。君主や主権者はいわば、国家を舞台とし、その国家を「正しく」導くための建築家・演出家としての役割を自らに課すことになるフーコーは指摘するが、ここで重要なのは一体どの「人口」に対して何を割り当てるべきなのか、あるいはどの「人口」が余分な存在であるのかを規定するものは、一体どのような力なのかという問題と切り離しては、この「統治性」の問題は(第一の観察システムの問題と同様に)存在しえないということである。

こうした議論は、フーコーの朋友であった G. ドゥルーズが「管理社会」論で引き継

3) したがってこの議論は、監視以前に結びついているものは優勢なヘゲモニーだとする主張と連接されて展開されてきた。例えば「ドラッグ戦争」であれば、米国における新保守主義もしくはキリスト教右派の規範が、製造・販売ルートではなく、末端のユーザーを監視対象とする政策を主導してきたとギリウムは指摘する (Gilliom 1996)。

いで述べているとおり、そもそも分割不可能な「個人」を指標として分割することによって遂行される権力に関するものである。良く引用される一文であるが、念のため確認しておきたい。

いま目の前にあるのは、もはや群れと個人の対ではない。本来なら分割不可能だったはずの個人（*individus*）は「分割可能（*dividuels*）」となり、群れのほうもサンプルかデータ、あるいはマーケットか「データバンク」に化けてしまう（Deleuze 1990=1992: 邦訳 296）。

ここでの権力は、「署名」のように個人を特定し、その内面を訓育しようとするものではなく、観察システムによって定められた、しかるべき属性を個人から抽出し、その抽出物を個人と置換させることで、リスクを未然に制御しようとするのである。

議論に戻ろう。この二つの命題、すなわち何を観察すべきかという対象範囲の限定と、その観察結果から得られたデータを選別するという二つの営為を可能とするものは、システム内在的にも、監視が作用する実際の場面においても、予期という契機をかならず通過しているということである。例えば、街路における監視カメラの設置や、あるいは「守りやすい空間（*Defensible Space*）」へと居住環境を再設計することにおいて、それらの空間構成をシステムの内側から正当化しているものは、そうすれば「犯罪率」が低下しうる、もしくは犯人を捕縛しやすくできるであろうという予期に他ならない。

また、そうして構築された監視の技術が対象とするもの、すなわちリスク要因とみなされた人口に属する人々にとっても、そのプライバシーや行動が制限・侵害されうるとすれば、それも監視カメラそれ自体によってではなく（すなわち、両手を直接捕縛する手錠のようにではなく）、カメラや「警備員巡回中」の張り紙によって示されている、未来への予期を意識や行動に反映させることによってでしかありえない。

したがって、例えば監視がテロへの対応に用いられるのであれば、そのシステムはおおむね事後的なものではなく、予防として機能するのであり、そこで観察対象と規定され当局に通報されうるのは、ほとんどの場合「テロリスト」ではなく、テロリスト的な何者かとしての「重要参考人」なのである。

3. 法維持的暴力としての監視

ここまで見てきたような監視批判の二類型（権力性の問題とプライバシーの問題）と

は別に、監視それ自体が既存の問題設定の構造を自明なものとし、当該社会における規範を自己言及的に肯定してしまうのではないかと、とする批判がある。ひとまずここでは、この型の批判を監視の法維持的作用に対する批判と呼んでおこう。

鈴木謙介は、監視批判のひとつめの類型、すなわち監視と権力性の問題は「監視それ自体」に対する批判ではなく、監視の「内容批判」であるとして、それにとってかわるベクトルの批判手法を N. ルーマンに依拠しながら考察している (鈴木 2004)。ここでは、監視はシステム外にあるリスク要因を不可視化することによって、監視が前提とする道徳律は内側に向かい、自らを肯定するようになること、すなわち W. ベンヤミンの古典的な考察にならって言い換えるならば、監視が「法維持的暴力」としての契機を持つようになることが問題化されていた。

周知のとおりベンヤミンは、「暴力批判論」において法のもつ根源的な暴力の形態を、「法維持的」および「法措定的」な暴力の二つに分割して考察を加えている (Benjamin 1921=1994)。そして少なくとも当時 (ヴァイマル初期のドイツ) の警察権力は、この二つの暴力を区分することなく、同時に保有する機関であるとして批判されているのであるが、「監視社会論」において批判されるものも、ベンヤミンによる警察批判と近似的な位相にあるものと考えられる。

すなわち、監視は先にみたように、監視以前の力と不可分でありながら、その力を実効性のある何らかのシステムにおきかえる。ここに監視の「法措定的」な暴力の局面があるのであり、そこでは一体誰が「無秩序」なのか、どういった人口集団が「リスクグループ」であるのかが監視システムの中に書き込まれていく (観察対象を立ち上げる監視の「法措定的」な局面)。そして、実際に監視システムが作動し、観察対象に対する警戒が実施されることで、「リスクグループ」が当該空間から排除され、「安心」の空間が演出される。ここでは「ホームレスのいない公園」「不審者のいない街角」が、「不審者」を警戒する監視のシステムによって自己成就的に構成されることになるが、こうしたリスクの不可視化は公共の空間を、いわば異論・異物の存在しない空間へと逆転させてしまう (監視における「法維持的」な局面)。

このような監視の矛盾を、佐幸信介は「安全の私有化や空間の占有化」として正確に描写しているが (佐幸 2006: 125)、ここでは本来開かれたものとしての都市や街路が、ある特殊な規範や、フーコーが用いるような意味での「権力」によって囲い込まれてしまっていること、つまり「私化 (Privatization)」され、監視が前提とする力が反復されることが問題とされている。この問題構成は、監視批判のふたつめの類型である、プライバシーの問題とは議論の前提構造が異なっていることに留意する必要があるだろう。

プライバシーの問題において守られるべき自由の空間は私的領域であり、監視やデータベース化は、私的領域が監視によって侵犯されうるという点において批判されていた。ところが、この監視と法維持的暴力についての批判では、政治的アゴラとしての公共空間が、優勢な力をもつ特殊な私的空間によって囲い込まれることがテーマとされている。

近年、社会運動として「監視社会」への異議申し立て運動が行われたり、あるいは公共物の私有化に反対したりするような運動が散見されるが⁴⁾、これらの運動は基本的に、上記のような法維持的暴力としての監視批判を、コンテキストの上において行われていると理解しなければならないだろう。

4. まとめ

ここまでの議論を一旦整理しよう。まず「監視社会」に対する批判の類型は、およそ三つに分類され、第一のものは監視（対象）が不均等に配分されている事態に対する、いわば監視と権力性の問題であった。そして本稿では、この問題は監視の前提部分となる力の作動が重要なものだと注意を促す、もっとも根本的な形の批判であったと考えたい。第二に、監視がプライバシーの侵害をもたらしようとする、私的領域の侵犯に対する批判の類型があり、そして第三に、監視が法維持的、あるいは法措定的暴力を作動させることで、内に向かう道徳律が反復され、自明のものとして固定されるとする型の批判があった。

ここで第一の類型がもっとも根本的な批判であるとする理由は、二節で述べたように、そもそも監視は、監視以前に何を対象とし、どのように分類するのかといった監視以前の力と不可分であると考えられるからである。これは監視を可能ならしめる初動の構成要因なのだ。かつてH. ルフェーヴルは都市計画批判の文脈において「空間」はそれ自体が「政治的」であると述べたが、彼の空間論は監視批判の文脈に照らしても適切であろう。

4) 例えば渋谷地区の宮下公園が、「ナイキ」の宣伝スペースとして用いられることに反対する運動と、渋谷における「不審者」への強制的な職務質問に反対するグループは近接性をもって、これらの運動の後景にあるのはH. ルフェーヴル以降の「都市への権利」思想であるといっていよう。また欧米では「街路の再要求 (reclaiming the street)」運動が、1995年ごろから生じているが、これは「グローバル・シティ」の画一性を批判し、街路を市民概念、もしくは地域社会に再埋め込みしようとする運動であった。これら近年の運動を念頭におきながら、日本における公共空間と「不和」の問題を取り上げたものとして和田伸一郎の著作がある(和田2009: 12-23)。

今日、空間は政治的であるようにみえる。空間はイデオロギーや政治とかかわりのない科学的な対象ではない。それはつねに政治的であり、戦略的であった。この空間が中性的で、内容に対して無関心であり、つまり〈純粹〉に形式的で合理的な抽象作用によって抽出されたかのような様子をしているのは、空間がすでに占領され整備され、すでにかつての戦略—いつもその痕跡をみつけられるとはかぎらない—対象となっていたからに他ならない (Lefebvre 1972=1975: 邦訳 62)。

ルフェーヴルは、戦後ヨーロッパにおける都市空間が「均質化」と「分離」の過程を歩んできたことと指摘し、空間が等価交換の原則によって一方で均質化・商品化され、もう一方で社会階級に応じた居住空間が、明確に分離されはじめていることを批判した。また同時に、「空間の生産」に関わる権力はつねに「濫用」であり、恣意的でない権力など存在しないとも主張するが、これは理想的な意味での「討議」のための空間、すなわちアゴラとしての公共圏を別にすれば、実践としての空間において完全に中立的な空間の配置は存在せず、そもそも空間は係争の産物であるとの所信表明だと受け取るべきであろう⁵⁾。これを監視の文脈に置き換えても、事態はそれほど変わらない。

監視のシステムはルフェーヴルの空間概念と同じく、監視／空間以前の「政治」から不可避の影響を受け、そして同時に監視システムが作動しはじめると、その帰結はまた、「政治」などの領域へフィードバックされる。したがって監視／空間にとって、規範や「政治」の力は別の作動領域にありながら、お互いが相補的かつ動的な環境を形成していると考えられる必要があるだろう。

この前提を肯定するのであれば、第二、三の類型は、第一の権力性の問題を抜きにしてはありえないのであり、そうした点において、監視を文字通りの中立的なプライバシーの問題だとして考察することもできない。ここでは一体誰のプライバシーが、どのように侵害されるのが問題とされなければならないのであって、例えばギリウムが指摘したような行政による貧困者への監査と、市民団体が政治家や企業の収入を監査することは、同じ監視という営為に関連する題材であるとはいえ、決して同じことではないのである。

また、しばしば監視と安全をトレードオフの関係とみなし、監視による防犯効果の例

5) ルフェーヴルのいう、空間それ自体が政治であるとの言明についての詳細な注解は、篠原雅武が行っている (篠原 2007)。篠原によると、ルフェーヴルはE. ソジャのように認識論的な意味での空間だけを取り出して論ずるのではなく、また空間が単に「政治的なもの」の影響を受ける「容器」のようなものでもない、空間それ自体が自律性をもって次なる空間の実践に影響を及ぼしうる点において、それ自体が政治であると主張しているという。

を挙げることで監視には両義性があり、一概に監視が問題だということはできないとする議論が一般にみられるが、こうした論法はそもそも、第一もしくは第三の監視批判がもつ問題設定の枠組み以前のものであり、守られるべき自由の空間を単一のものとして想定している点において、妥当だとは考えられない。

結論を述べよう。本稿で分類した「監視社会」に対する三つの論じ方、(1)監視と権力性の問題、(2)監視とプライバシーの問題、(3)監視と「法維持的暴力」に関する問題は、もちろん、それぞれ相容れないものではなく、「監視」を考察する際の、焦点の当て方の違い、もしくは問題とする領域の差異に由来するものであった。

(1)の類型が、ある「安心の領域」を守るために、異なる人々の自由が侵害されていることを問題にしているのに対して、(2)の類型は「プライバシー」という一般的な概念が、例えば「国家」や企業のデータベースによって侵害されうることを問題にしており、その点では(1)における議論の延長線上に存在しえる問題だといえる。しかしながら、しばしば(2)の類型の議論は、「プライバシー」を万人に共通の一般的な概念として捉えることで、ライアンなどの論者にみられるように、特定の「私的領域」がどのように抑圧されうるのかについての問題を軽視しがちであったようにも思われる。

そして(3)の議論は、ここまでの議論で明らかのように、(1)の権力性に関する議論を前提としたものであるが、その上で、当該空間が異論・異物を予め排除するような（したがって「不和」のない均質性をもたらす）可能性を指摘するものであった。この問題は、監視の「内容」に注目したのではなく、監視が強化されることによって帰結される形式に着目したという点において、権力性の問題からは距離をとったものであるが、最終的に、監視における観察システムの設置点は、権力性の問題と不可分であることを想起するのであれば、(1)の延長線上に存在せざるをえないと述べなければならないだろう。

したがって、ここで提示した監視批判の三類型は並列的なものというよりは、(1)を基礎においた上で、どのような出来事を問題にするのかという、力点のおき方の違いとして把握されるべきものである。

監視によって守られるもの、あるいは抑圧されるものは、一般的な概念としての安全な空間ではない。そもそも内容を欠いた形式それ自体がありえないように、安全それ自体といったものはありえない。監視か、それとも安全かではなく、どの監視が、どのような「安心」と引き換えに何を監視しているのか、そこで不可視化されているのはどのような人口であり、どういった可能性であるのかが問われなければならないのであって、結局のところ問題は、個別的事例の内側にこそあると述べるべきではないだろうか。つまり、「監視」それ自体を取り出して、これを理論的に批判するだけではなく、監視が

実際に作動する現場において、どのような問題が発生しているのかを、指摘することによって、理論的仮説を実際の観察に適用することでしか、「監視社会」批判は成立しえないといわなければならない。

参考文献

- Andrzejewski, A., 2008, *Building Power: Architecture and Surveillance in Victorian America*, University of Tennessee Press.
- Benjamin, W., 1921, 'Zur Kritik der Gewalt' in R. Tiedemann and H. Schwepenhäuser (eds), 1977, *Gesammelte Schriften II.1*, Suhrkamp. (=1994, 野村修編訳『暴力批判論 他十篇』岩波書店).
- Davis, Mike., 1990, *City of Quartz: Excavating the Future in Los Angeles*, Verso. (=2001, 村山敏勝・日比野啓訳『要塞都市 LA』青土社).
- Deleuze, G., 1990, *Pourparlers 1972–1990*, Éditions de Minuit. (=1992, 宮林寛訳『記号と事件 1972–1990年の対話』河出書房新社).
- Foucault, M., 2004, *Sécurié, territoire, population: Cours au Collège de France 1977–1978*, Editions du Seuil/Gallimard. (=2007, 高桑和巳訳『安全・領土・人口』筑摩書房).
- Garfinkel, S., 2001, *Database Nation: The Death of Privacy in the 21st Century*, O'Reilly Media, Inc.
- Gilliom, J., 1996, *Surveillance, Privacy, and the Law: Employee Drug Testing and the Politics of Social Control*, University of Michigan Press.
- , 2007, Struggling with Surveillance: Resistance, Consciousness, and Identity, in Haggerty, K. D. and Richard V. Ericson (eds), *The New Politics of Surveillance and Visibility*, University of Toronto Press.
- Lefebvre, H., 1972, *Escape et Politique*, Anthropos, Paris. (=1975, 今井成美訳『空間と政治』晶文社).
- Lyon, D., 1988, *The Information Society: Issue and Illusions*, Polity Press.
- , 2001, *Surveillance Society: Monitoring everyday life*, Open University Press. (=2002, 河村一郎訳『監視社会』青土社).
- Mouffe, C., 2005, *On the Political*, Routledge. (=2008, 酒井隆史監訳『政治的なものについて』明石書店).
- 佐幸信介, 2006, 「困われる空間のパラドックス」阿部潔・成実弘至編『空間管理社会——監視と自由のパラドックス』新曜社.
- 篠原雅武, 2007, 『公共空間の政治理論』人文書院.
- 鈴木謙介, 2004, 「監視批判はなぜ困難か：再帰的近代におけるリスク処理形式としての監視」『社会学評論』55(4): 499-513.
- 和田伸一郎, 2009, 『民衆にとって政治とは何か』人文書院.

(やまもと なお 嘱託研究員)

2009年11月25日受理

〈Summary〉

Theoretical Analysis of the Surveillance Society

YAMAMOTO Nao

To date, surveillance society thesis has exerted a constant influence on urban sociology and criminal sociology in Japan and abroad. The debate about the surveillance society has shown the themes of surveillance and security, or surveillance and liberty. However, a sociological evaluation of those debates has not yet been emphasized. Sometimes, metaphors pertaining to partial keywords such as public sphere or panopticon are used.

In this paper, I consider some representative theses of the surveillance society, and add theoretical adjustment to those debates. The following three points are the as to the main issue Surveillance society thesis; (1) surveillance and power, (2) surveillance and privacy, and (3) surveillance and law-positing violence or the public sphere, I proceed further with theoretical analysis of the preconditions of the surveillance society thesis.

Key words: surveillance society, law-positing violence, public sphere

